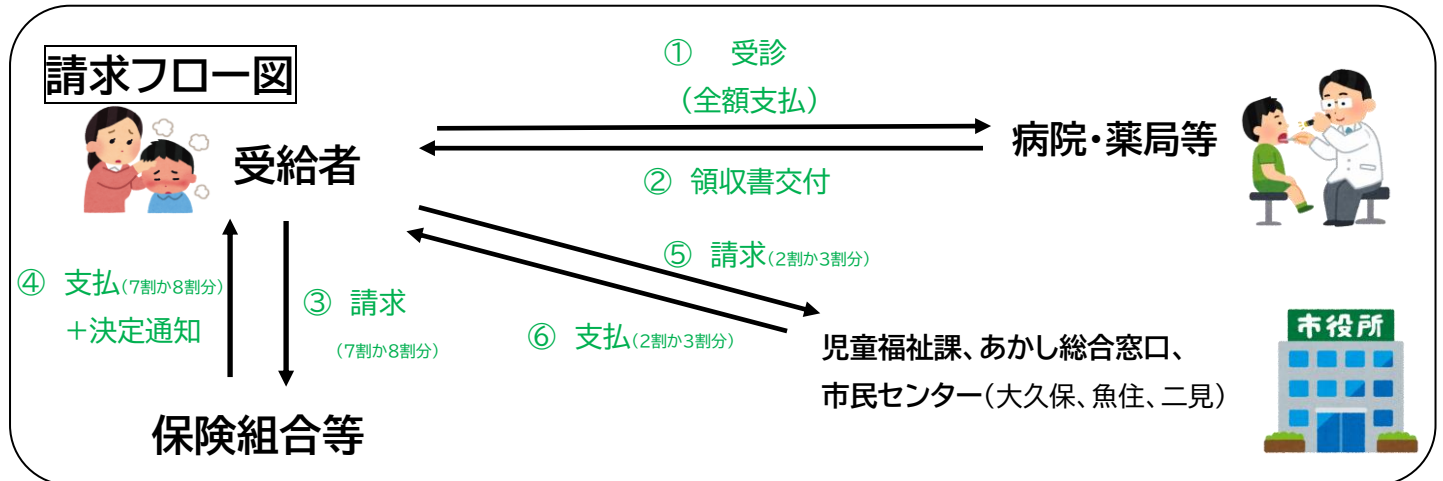


医療機関等で医療費を全額（10割）支払った場合

- 急病等のやむを得ない理由で健康保険証を提示せずに受診した場合
- 健康保険証を忘れてしまったため、健康保険証を提示せずに受診した場合

例えば、どういう時？

医療機関等の窓口でいったん医療費の全額（10割）をご負担いただいた場合、ご加入の保険組合等に保険診療（7割か8割）分を請求したのち、残りを明石市に請求してください。



【払い戻しの方法について】

- (1) 医療機関等からの請求金額を支払い、**領収書を必ずもらってください。**
- (2) 加入する保険組合等に対して、保険診療（7割か8割）分を請求（必ず領収書の原本証明をお取りください！）
- (3) 明石市役所児童福祉課（平日 8:55～17:40）、あかし総合窓口（平日 9:00～17:15）、各市民センター（平日 8:55～12:00、13:00～17:15）でのお手続きが必要です。
- (4) 郵便での手続きも可能です。その場合は児童福祉課までお問合せください。

【必要書類（窓口で申請する場合）】

- 領収書原本（または原本証明された領収書コピー）
- 印鑑（認め印で結構です）
- 支給決定通知書（原本が必要です）
- 健康保険証
- 通帳などの振込先口座のわかるもの（保護者名義のもの）
- 子ども医療受給者証

お願い！！

ご加入の保険組合等によっては、領収書の原本証明付きコピーを発行してくれない場合や、事前に伝えていないと発行するために時間と手数料が必要となる場合があります。保険組合等に対して申請するときは、市に請求するために領収書が必要であることを必ず伝えるようにしてください。



ご請求をいただいてから支払いまでは2～3か月程度かかります。ご了承ください。

【お問合せ】 明石市 児童福祉課 TEL:078-918-5027 Fax:078-918-5196
〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号